

## 新潟市集団資源回収用具の譲与に関する実施要領

新潟市集団資源回収用具の貸付け及び譲与に関する実施要領（平成 7 年 8 月 7 日制定）  
の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要領は、市民団体（以下「団体」という。）が行う集団資源回収活動について、回収用具（以下「用具」という。）を譲与することにより、活動を行う環境を整備し、活動を拡大、活性化させ、もってごみの減量化・再資源化を進めることを目的とする。

（譲与する用具）

第 2 条 この要領において譲与する用具は、次のとおりとする。

- （１） リヤカー、台車、一輪車及び空き缶圧縮機
- （２） ビニールシート
- （３） 看板

（譲与の対象団体）

第 3 条 市長が前条に規定する譲与用具を譲与できる団体は、新潟市集団資源回収活動奨励金交付要綱第 4 条に基づき市に登録手続きを行っている集団資源回収登録団体（以下「登録団体」という。）とする。

（譲与の受付期間）

第 4 条 申請の受付期間は、次のとおりとする。

- （１） 第 2 条第 1 号に規定する用具 令和 2 年 1 1 月 2 日から令和 2 年 1 1 月末日までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- （２） 第 2 条第 2 号に規定する用具 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月末日までとする。
- （３） 第 2 条第 3 号に規定する用具 随時

(リヤカー、台車、一輪車及び空き缶圧縮機の譲与の申請等)

第5条 第2条第1号に規定する用具の譲与を申請しようとする登録団体は、集団資源回収用具譲与申請書（リヤカー、台車、一輪車及び空き缶圧縮機用）（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、提出できる申請書は、1団体につき1件限りとする。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、適当と認める登録団体のうちから、予算の範囲内で、多数の場合は抽選により用具を譲与する登録団体を決定し、その結果を集団資源回収用具譲与諾否決定通知書（別記様式第2号）により、申請のあった登録団体に対し通知するものとする。

(ビニールシート及び看板の譲与の申請等)

第6条 第2条第2号に規定する用具の譲与を申請しようとする登録団体は集団資源回収用具譲与申請書（ビニールシート用）（別記様式第3号）を、第2条第3号に規定する用具の譲与を申請しようとする登録団体は集団資源回収用具譲与申請書（看板用）（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(ビニールシート及び看板の譲与の条件)

第7条 ビニールシートの譲与は、原則1団体につき、同一年度に1枚を限度とする。

2 看板の譲与は、登録団体の必要数に応じるものとする。

(遵守事項等)

第8条 用具の譲与を受けた登録団体は、用具を資源回収などの地域活動の用途以外に用いてはならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の新潟市集団資源回収用具の貸付け及び譲与に関する実施要領第6条2項の規定により貸し付けている用具は、改正後の新潟市集団資源回収用具の譲与に関する実施要領第5条第2項の規定により譲与されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

## 集団資源回収用具譲与申請書

（リヤカー、台車、一輪車及び空き缶圧縮機用）

新 潟 市 長

登録No.

登録団体名

代表者住所 〒

氏名

電話番号

新潟市集団資源回収用具の譲与に関する実施要領第5条第1項の規定により下記の用具の譲与を受けたく申請します。

記

希望する用具いずれか1つに○をつけてください。

|  |           |
|--|-----------|
|  | リヤカー（アルミ） |
|  | 台車（小型）    |
|  | 一輪車       |
|  | 空き缶圧縮機    |

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

新 潟 市 長  
（ 担 当 ）

## 集団資源回収用具譲与諾否決定通知書

申請のありました下記の用具の譲与につきまして新潟市集団資源回収用具の譲与に関する実施要領第5条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

1                      の譲与をいたします。

2    今回は譲与できません。

譲与を受けた場合、上記の用具は集団資源回収などの地域活動にのみ使用してください。

年 月 日

集団資源回収用具譲与申請書（ビニールシート用）

新 潟 市 長

登録No.

登録団体名

代表者住所 〒

氏名

電話番号

新潟市集団資源回収用具の譲与に関する実施要領第6条の規定により下記の用具の譲与を受けたく申請します。

記

（希望する用具に○をつけ、必要数を記入してください。）

|  |                |   |
|--|----------------|---|
|  | ビニールシート（3 畳）   | 枚 |
|  | ビニールシート（1 2 畳） | 枚 |

上記用具の譲与を受けるにあたり、当該用具を集団資源回収などの地域活動以外に使用しないことを約します。

年 月 日

集団資源回収用具譲与申請書（看板用）

新 潟 市 長

登録No.

登録団体名

代表者住所 〒

氏名

電話番号

新潟市集団資源回収用具の譲与に関する実施要領第6条の規定により下記の用具の譲与を受けたく申請します。

記

（希望する用具に○をつけ、必要数を記入してください。）

|  |         |   |
|--|---------|---|
|  | 看 板 （小） | 枚 |
|  | 看 板 （大） | 枚 |

上記用具の譲与を受けるにあたり、当該用具を集団資源回収などの地域活動以外に使用しないことを約します。